

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：志摩市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	109.6%
全職員	65.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	96.8%
課長相当職	93.3%
課長補佐相当職	100.0%
係長相当職	102.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.4%
31～35年	100.4%
26～30年	98.0%
21～25年	99.9%
16～20年	83.9%
11～15年	72.1%
6～10年	86.7%
1～5年	94.3%

【説明欄】

●男女の給与差異が生じる要因

- ・「全職員」での差異について、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち76%が女性である。
- ・扶養手当の受給者に占める男性職員の割合が高いことに加え、育児部分休業の取得者はほぼ女性であり、当該休業を取得している職員の割合が高い区分については、男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・前年度と比較して、育児部分休業取得者の取得時間が増えていることや、保健師等の新型コロナウイルス感染症にかかる対応業務が減少したこと等により、勤続年数によっては男女の給与の差異が広がった。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。